

社会福祉法人宮城厚生福祉会 役員等報酬・費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宮城厚生福祉会の役員及び評議員等の報酬・費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、専ら役員の任務に当たる役員をいう。

3 兼務役員とは、法人の常勤職員を兼務する役員をいう。

4 非常勤役員とは、上記以外の役員をいう。

(非常勤役員及び評議員の報酬及び実費費用弁償)

第3条 非常勤の役員が理事会・監事監査等、法人の会議に出席した場合や法人の業務を行った場合は、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。なお、非常勤役員が理事会等に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

項目	手当 (日額)
理事会等出席報酬	5,000円
〃 (税理士・弁護士)	20,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

項目	手当 (日額)
評議員会出席報酬	5,000円

3 受け取りを辞退した役員・評議員に対しては、報酬の支給をしないことが出来る。

4 理事会又は評議員会に出席するための交通費については、法人の旅費規程に基づき支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程に基づき、旅費を支払うことが出来る。

(常勤役員の報酬の取り扱い)

第5条 常勤役員に対しては、定款第二十二条に基づき、評議員会にて定める額を役員報酬として支給することができる。

2 通勤手当・駐車場手当・共済会費援助金については、給与支給規則に基づき支給する。

(兼務役員の報酬の取り扱い)

第6条 本部事務局及び施設の職員を兼務する役員は、給与支給規則に基づく給与の他、定款第二十二条に基づき、評議員会にて定める額を役員報酬として支給することができる。

また、兼務役員の給与・賞与等の支給に当たっては、以下のとおり定める。

2 通勤手当・駐車場手当・共済会費援助金については、給与支給規則に基づき支給する。

3 兼務役員の役員報酬部分は、評議員会にて定めた金額のうち職員としての給与のうち本俸・管理職手当・資格手当・住宅手当・家族手当との差額を役員報酬と定める。

4 賞与支給率については、第6条1項で定めた役員報酬総額以内の範囲で、経営状況に応じて支給する。

(報酬の支給時期・支給方法)

第7条 非常勤役員及び評議員の報酬については、会議参加の際に、翌月25日(金融機関の営業日で無い場合は、その直前の営業日)に本人が指定する口座への振込にて支給するものとする。

2 理事長及び常勤役員及び兼務役員の報酬については、給与規程に基づく支給日及び支給方法とし、以下のとおりとする。毎月発生するものは25日(金融機関の営業日で無い場合は、その直前の営業日)に、賞与については7月、12月とし、職員への支給日と同日に、現金または本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座への振込にて支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤及び兼務理事に就任したものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、そのつきの総日数を基礎として、日割り計算を行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退職した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、1円への切り上げにより端数処理を行う。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、2017年10月1日より施行する。

この規程は、2017年12月7日から施行する。

この規程は、2018年6月15日より施行する。

この規程は、2019年6月14日より施行する。

この規則は、2022年6月17日より施行する。